

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記により森林病虫害等が付着している伐採木等の移動を制限する。

なお、この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内（当該期間内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事になる。）処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 7 月 28 日

鹿児島県知事 塩田 康一



記

1 区域及び期間

(1) 区域

県全域

(2) 期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、姶良市、薩摩郡、出水郡、姶良郡、曾於郡、肝属郡及び熊毛郡（屋久島町口永良部島の区域を除く。）の区域	奄美市、鹿児島郡、熊毛郡のうち屋久島町口永良部島及び大島郡の区域
--	----------------------------------

4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため。